

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 役員等旅費規程

令和8年8月5日
評議員会決定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団（以下「当法人」という。）の用務のため出張旅行し、又は当法人主催のイベント・会議等に出席する当法人役員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項に規定する役員等の区分は、次のとおりとする。

- 一 会長
- 二 前号以外の理事、監事及び評議員
- 三 前2号に準ずる当法人外の者

3 役員等に対して支給する旅費に関しては、第14条により別に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(出張命令等)

第2条 出張のための旅行は、次の区分に応じて、会長による出張命令又は出張依頼によって行うものとする。

- 一 前条第2項第一号及び第二号に定める者のうち常勤の者が旅行する場合 出張命令
- 二 前号以外の役員等が旅行する場合 出張依頼

2 前項に規定する出張命令等は、事前に書面又は口頭で行うものとする。

(旅費の支給)

第3条 役員等が前条に基づき旅行した場合には、当該者に対し当該旅行に係る旅費を支給する。ただし、業務の都合により、交通機関、宿泊施設又は旅行代理店等に対し、当法人より直接実費を支払うことができる。

2 役員等は、旅費の支給を受けようとするとき、次の各号に掲げる費目について、旅行の事実及び支出の内容を証する書類（乗車券、領収書その他これに準ずるもの）を添えて、旅費計算書を当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者に提出しなければならない。ただし、証拠書類を得難い場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 鉄道賃（海外における利用、新幹線等の特急列車、寝台列車を使用する場合に限る。）

- 二 船賃
 - 三 航空賃
 - 四 その他の交通費（タクシー、レンタカー、高速バスを利用する場合に限る。）
 - 五 宿泊費
 - 六 包括宿泊費
 - 七 海外旅行に係る渡航雑費
 - 八 上記以外で、当法人が領収書の提出を求める場合
- 3 第1項ただし書きにより当法人が直接支払った場合においても、当法人は、当該支払いに係る証拠書類を保存しなければならない。
- 4 当法人は、前2項の証拠書類を、適正に保存するものとする。

（旅費の種類）

- 第4条 旅費の種類は、鉄道賃等交通機関の料金、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。
- 2 鉄道賃等交通機関の料金については、それぞれの路程に応じて旅客運賃等により支給する。
- 3 宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当については、原則として、国家公務員等の旅費支給規程により定められている費用及び手当の額とする。

（旅費の計算）

- 第5条 旅費は、原則として、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現に旅行した経路及び方法によって計算する。

（旅行日数）

- 第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、利用する交通機関の路程により当日の出発又は当日の到着が困難な場合には、その1日をこれに含むことができる。
- 2 旅行中における年度の経過又は職務の変更等があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

（旅費の区分及び種類）

- 第7条 旅費は、国内旅行の旅費及び外国旅行の旅費に区分する。
- 2 外国旅行は、国内と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第 2 章 旅 費

(国内旅行)

第 8 条 国内旅行の旅費は、旅行に要する旅費とし、交通費実費及び宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を支給する。

(鉄道賃)

第 9 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

- 一 乗車に要する運賃
- 二 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号のほか、急行料金
- 三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前 2 号のほか、特別車両料金
- 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前各号のほか、座席指定料金

(その他の交通機関)

第 10 条 その他の交通機関の料金は、次の各号に定める運賃による。

- 一 運賃の等級を 2 階級以上に区分する交通機関による旅行の場合においては、次に規定する運賃
 - イ 第 1 条第 2 項第一号に定める者については、最上級の運賃の範囲内の実費額
 - ロ 第 1 条第 2 項第二号、第三号に定める者については、最上級の直近下位の級の運賃の範囲内の実費額
- 二 運賃を等級別に設けていない交通機関による旅行の場合においては、第 5 条の計算に基づく現に利用に要する料金

(車賃)

第 11 条 車賃の額は、実費額による。

(宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当)

第 12 条 宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の基準は、次の各項に定めるところによる。

- 2 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「国家公務員旅費規程」という。）に定める宿泊費基準額とする。この場合において、当法人の役員等に対応する国の職員の区分は、次のとおりとする。

- 一 第 1 条第 2 項第一号に定める者（会長） 内閣総理大臣等

二 第1条第2項第二号及び第三号に定める者 指定職職員等

- 3 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合には、当該宿泊に要する費用の実費額とすることができる。
- 4 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。
- 5 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

第 3 章 旅 費 の 調 整

- 第13条 会長は、旅行目的の性質、出張先の実情、その他特別の事情により、本規程による旅費の支給を妥当でないと認めるときは、当該旅費を減額し、又は増額することができる。ただし、増額の場合は原則として、本規程に定める原則基準額の3割を上限とする。
- 2 会長自身の旅費について前項の規定を適用する場合には、あらかじめ監事の確認を得なければならない。

- 第14条 本規程の実施に際し必要な細目的事項は、会長が別に定めるものとする。ただし、旅費の支給基準の実質的な変更を伴う事項については、理事会の承認を得なければならない。
- 2 会長は、前項の規定により定めた事項について、直近の理事会に報告するものとする。

(改廃)

- 第15条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和8年8月5日から施行し、令和8年8月3日から適用する。